

2021年8月12日

愛媛県知事 中村時広 様

伊方原発をとめる会
事務局長 須藤昭男
(松山市中央二丁目 23-1 平岡ビル 201)

四電の保安規定違反「隠蔽」を許さず伊方原発再稼働を許さないよう求める申し入れ

待機要員の人数を満たしていなかった保安規定違反問題が、2017 年以来繰り返されていたにも拘わらず、四国電力は内部告発があってはじめて、今年（2021 年）7 月 2 日にこれを公表した。これに対して私たちは 7 月 12 日、「伊方原発の廃炉」ならびに「隠蔽がなかったかも含め具体的な事実経過」を公表させるよう求めた。

申入れ翌日の 7 月 13 日の四国電力の発表、ならびに、8 月 5 日の伊方原発環境安全管理委員会に四国電力が示した「資料 3」によれば、2016 年 4 月の保安規定の改訂後、22 名以上の要員が必要なところ、これを欠く事実が 3 号機運転中の 2 回を含めて計 5 回あった事が判明している。

しかし、上記二つの資料には記載されていない重要情報がいくつかある。すなわち、7 月 2 日の愛媛新聞 ONLINE によれば、元男性社員が「配管接続班長」であった事実、また同社員に対して四国電力が 2020 年 5 月に停職 6 か月の懲戒処分を行ったこと、そして 2021 年 1 月に同社員が自主退職した、等の事実である。

懲戒理由とした「横領」とは、「社有車で外出し、会社のガソリンチケットを使い、私用のガソリンを容器に給油していた」、「約 38 万円相当の横領」とのことである。遅くとも、四国電力が 2020 年 5 月に当該班長の「横領」による懲戒処分を行った際には、「配管接続班長」が職場から抜け出したことによって保安規定に反する事実があったことが分かっていたはずである。・・・横領の日時はチケット使用日時から分かったが、その時点の社員の職務と行動を会社が知らないまま処分した・・・などと誰が信じるだろうか。

四国電力が公表した二つの資料にこれらの重大な事実を敢えて記載せず、保安規定に違反する事実を知ったのが内部告発のあった本年 6 月 24 日以降であると強弁していることは、愛媛県が「即時公表の A 区分異常」としたその内容を、長期にわたってひた隠してきたことをいまだに正当化し、反省のかけらもないことを示している。

ついては、下記 2 点を申し入れる。

1. 「配管接続班長」不在による保安規定違反について、四国電力がその事実の確認・掌握後も長期間公表しなかったことは「隠蔽」そのものであり、会社として住民に謝罪させること。
2. 保安規定違反のまま原発を運転した四国電力は「安全文化」不在企業であり、原発運転の資格はなく、伊方 3 号機をとめたまま廃炉にさせること。